

～ 交通事故等に遭われた方へ 傷病届の提出をお忘れなく ～

これらに
該当しませんか！？

- ・業務外で交通事故に遭った！
- ・ケンカに巻き込まれた！
- ・他人の飼い犬に噛まれた！
- ・飲食店で食中毒に遭った！ 等

交通事故やケンカ等で負傷し、国保で治療を受けた場合、本来は加害者が支払うべき医療費を国保が負担したことになります。その後、国保が被害者の代わりに、加害者や加害者側の損害保険会社などに、かかった医療費を請求します。そのために必要なのが傷病届です。

(国民健康保険法施行規則第32条の6の規定により届出が義務づけられています。)

※相手がいない自損事故でケガをして保険証を使った場合も届出が必要です。

※仕事中や通勤中の事故について労災が適用される場合は、国保が使えません。勤務先で労災の手続きをして下さい。

【お問い合わせ】 国保年金課 医療費対策班 ☎889-1798

支えあいのネットワークの輪を広げよう！



近年、支援を必要とする高齢者が増加する中、介護保険サービスに加え、多様な主体による重層的な生活支援および地域の支えあいの体制づくりが必要になっています。

そんな中、地域の支えあいのネットワーク作りとして、平成30年8月31日、ちむぐくる館にて生活支援体制整備事業・協議体を開催し、高齢者の生活支援に関わる機関から約20名が参加、各々の活動紹介と、後半は見守りという地域課題に対し、活発な意見交換・情報交換が行われました。

参加者から「もっと情報交換したい」と声が挙がる等、福祉と民間事業所等が地域で繋がり、具体的な連携を取るきっかけになりました。



【参加者】 地域：区長、民生委員・児童委員、福祉協力員
社会福祉法人：千尋会、南島会、町社会福祉協議会
民間事業所：コープおきなわ、沖縄タイムス、JAハウジング、沖縄県中小企業家同友会
関係団体：南部水道企業団

【お問い合わせ】 保健福祉課 地域包括支援センター：狩俣 ☎889-3534

“生前贈与を考える”

子育てを間違えず、まともな子どもに育てておけば
相続争いなど起きるはずがない。
遺言書を遺すことによって、かえって、
兄弟間の仲は悪くなりやせんか。
生前に遺産分割をする方法を考える！

税理士 法人 **八幡会計事務所**

(旧姓八幡)
税理士 八幡 繁信 税理士 浦本 智香子
那覇市寄宮2丁目5番45号 電話 (098) 854-2440

沖縄県知事免許 (5) 2898 号

宅地・建物・取引
店舗・アパート・斡旋管理

大盛不動産

電話 (098) 889-6677 FAX (098) 889-6688

携帯 090-1942-8450
沖縄県南風原町字津嘉山1498番地

平成31年度 町立幼稚園の入園児募集について



- 募集期間 平成30年10月22日(月)～平成30年11月16日(金)
受付場所:こども課(役場1階) ※土・日・祝日は除く 8:30～17:15
- 対象幼児 【満5歳児・満4歳児】
平成25年4月2日～平成27年4月1日生まれで町内に住所を有する幼児
※保育園との併願はできません。
※4歳児に関しては定員を超えた場合抽選になる場合もあります。
- 書類配布 配布開始／ 平成30年10月11日(木)～平成30年11月16日(金)
配布場所／ 南風原幼稚園・津嘉山幼稚園・北丘幼稚園・翔南幼稚園
こども課(役場1階)
- 教育時間 8:15～14:00(朝の受入は7:30から行っています。)
- 幼稚園保育料 募集要項をご確認ください。所得に応じて変わります。

預かり保育 について

- 【対象幼児】 町立幼稚園に在園する幼児で保護者の就労等の理由により預かり保育を必要とする児童者
- 【保育時間】 ①平日 14:00～18:30(春・夏休み／7:30～18:30)
②土曜日 7:30～18:30 ※半日利用可
- 【預かり保育料】 募集要項をご確認ください。
※預かり保育の職員配置状況に応じて受入人数を制限する場合があります。
お申込頂いた方全員が預かり保育を利用できるとは限りませんのでご了承ください。



配布・お問い合わせ

こども課	南風原幼稚園	津嘉山幼稚園	北丘幼稚園	翔南幼稚園
889-7028	889-4101	889-4559	889-6815	889-7133

平成30年 住宅・土地統計調査への ご協力をお願いします！



○住宅土地統計調査とは？

総務省統計局が5年ごとに行う調査で、集められたデータは耐震・防災を中心とした都市計画の策定や、空き家対策をはじめ住宅に関係する様々な施策に利用されます。

○調査対象は？

全国約5,300万の世帯から15分の1の割合で選ばれます。南風原町全体では約850世帯が調査対象となります。

○回答はどうやって行うの？

調査期間中(8月末～10月末)、統計調査員が調査書類を配布いたします。調査対象に選ばれた世帯は、インターネットでの回答又は紙の調査票での回答をよろしくお願いいたします。

※インターネットでの回答は、10月8日までとなっております。
※統計調査員をはじめとする調査関係者が調査で知り得た内容を他に漏らしたり、統計を作成・分析する目的以外に調査票を使用することは絶対にありません。

【お問い合わせ】 企画財政課 ☎889-0187